

○環境省告示第二十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の三第一項の規定に基づき、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の三第一項の環境大臣が定める要件は、日本産業規格 K○○五八一―一に定める方法により作成した当該除去土壌に係る検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム百三十四及びセシウム百三十七が検出されないこと又は当該除去土壌の性状及び放射能濃度を勘案してこれと同程度の溶出

性であると認められることとする。

○環境省告示第二十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の三第一項第四号の規定に基づき、除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の三第一項第四号の環境大臣が定める措置は、次に掲げる要件を備えた覆いにより開口部を閉鎖することとする。

- 一 厚さがおおむね三十センチメートル以上の土壌その他これに類するものであること。
- 二 放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。

○環境省告示第三十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号ハ並びに第四項第二号イ及びハの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法（平成二十四年八月環境省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改 正 後	第二条 規則第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 規則別表第四の上欄に掲げる項目 昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件。以下第四条において「排水基準検定方法告示」という。)の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める方法による。 二 (略) 第四条 規則第二十六条第二項第四号ハ(3)の環境大臣が定める方法は、同号ハ(3)に規定する各項目ごとに、それぞれ排水基準検定方法告示第二十九号から第三十二号まで及び第四十一号に定める方法によるものとする。 第五条・第六条 (略)
改 正 前	第二条 規則第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 規則別表第四の上欄に掲げる項目 昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件)の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める方法による。 二 (略) (新設) 第四条・第五条 (略)

○環境省告示第三十一号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の四第一号ホの規定に基づき、除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の四第一号ホの環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 放射能濃度を連続して測定できる装置により調査する場合にあつては、次によること。
- イ 調査は、その対象とする除去土壌を、調査単位に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこ

と。

ロ イの規定により区分した調査単位の除去土壌すべてについて、別表第一に掲げる測定する機器を用いて測定する方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次によること。

イ 調査は、その対象とする除去土壌を、調査単位に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこと。

ロ 調査単位のすべてについて、四以上の試料を採取すること。

ハ 調査単位ごとに、ロの規定により採取された試料をそれぞれおおむね同じ重量混合すること。

ニ ハの規定により混合された試料のすべてについて、別表第二に掲げる測定する機器を用いて測定する方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

別表第一

- 1 ゲルマニウム半導体測定装置
- 2 シンチレーション測定装置

別表第二

- 1 ゲルマニウム半導体検出器
- 2 NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ
- 3 LaBr₃ (Ce) シンチレーションスペクトロメータ

○環境省告示第三十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の四第一号ホの規定に基づき、復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の四第一号ホの環境大臣が定める放射能濃度は、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下とする。

○環境省告示第三十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の四第二号の規定に基づき、復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の四第二号の環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 復興再生利用に当たり、事業実施者が求める除去土壌に係る必要な処理の内容
- 二 平時及び災害時における工事の施工又は維持管理に係る役割分担及び連絡体制

○環境省告示第三十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第一項の規定により、国が福島県及び同法第三十八条第一項の規定に基づき土壤等の除染等の措置を実施した福島県内の市町村に代わって除去土壤（同法第二条第四項に規定する除去土壤をいう。以下同じ。）の処分を行うので、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）第二条の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

一 除去土壤の処分を行う区域

全国の区域

二 除去土壤の処分の開始の日

令和七年四月一日